

種子島税務署の相談日程

① 屋久島会場での相談日程

土地・建物・株などの売却による収入があった人（譲渡所得）や青色申告の人の所得税、贈与税・消費税などの申告の人は、次の会場で必ず申告を行ってください。

日 時	会 場
2月28日(月) 13:00～16:00	役場本庁フォーラム棟
3月1日(火) 9:00～16:00	
3月2日(水) 9:00～12:00	

② 確定申告相談会場（種子島会場）

種子島税務署が開設する確定申告相談会場は次のとおりです。

▶ **期間** 令和4年**2月16日**～**3月15日**
(土日を除く)

▶ **時間** 9:00～16:00

▶ **会場** 種子島合同庁舎 2階
(西之表市西之表 16314 番地 6)

☎ 種子島税務署 ☎ 0997-22-0440

消費税の確定申告書には区分経理が必要

令和元年10月から消費税と地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられたと同時に、消費税の軽減税率制度が実施されました。飲食料品の取り扱い(販売)がない事業者についても、令和元年10月以降は仕入れや経費に軽減税率(8%)対象品目があれば、仕入れを税率ごとに区分する「区分経理」を行う必要があります。なお、消費税の仕入税額控除の適用を受けるには、原則として「区分経理」をした帳簿の保存が必要となります。

交通災害共済の加入受付

申告と納税相談の会場では「令和4年度交通災害共済」の加入受付も行います。屋久島町に住民登録している方は、年齢に関係なく加入できます。

※口永良部島会場では実施しませんので、加入を希望される方は、口永良部島出張所で手続きをお願いします。

▶ **掛 金** 500円/人

▶ **共済期間** 令和4年4月1日～令和5年3月31日

☎ 総務課情報防災係 ☎ 43-5900

申告と納税相談日程

次の日程で申告・納税相談を実施します。
例年、申告期限間近は大変混雑しますので、混雑を緩和するため、最寄りの会場で申告をお済ませください。
※お住まいの集落でなくても受け付けることができます。

日 時	会 場
2月1日(火) 9:00～15:00	小瀬田公民館
2月2日(水) 8:30～12:00	榊川生活館
2月2日(水) 13:30～17:00	長峰生活館
2月3日(木) 9:00～15:00	永田公民館
2月4日(金) 9:00～15:00	吉田生活館
2月7日(月) 9:00～15:00	一湊公民館
2月8日(火) 9:00～15:00	志戸子公民館 [旧幼児学級教室]
2月9日(水) 9:00～15:00	楠川公民館 [ふるさと館]
2月10日(木) 9:00～15:00	離島開発総合センター(宮之浦)
2月14日(月) 9:00～15:00	離島開発総合センター(宮之浦)
2月15日(火) 9:00～15:00	栗生生活館
2月16日(水) 9:00～15:00	中間公民館
2月17日(木) 9:00～15:00	湯泊生活館
2月18日(金) 9:00～15:00	平内生活館
2月21日(月) 9:00～15:00	尾之間保健センター
2月22日(火) 9:00～15:00	総合センター(安房)
2月24日(木) 9:00～15:00	総合センター(安房)
2月25日(金) 9:00～15:00	小島観光農林漁業経営管理施設
2月28日(月) 13:00～16:00	役場本庁フォーラム棟
3月1日(火) 9:00～16:00	役場本庁フォーラム棟
3月2日(水) 9:00～12:00	役場本庁フォーラム棟
3月4日(金) 9:00～15:00	原公民館
3月7日(月) 8:30～12:00	麦生観光農林漁業経営管理施設
3月7日(月) 13:30～17:00	高平公民館
3月8日(火) 9:00～15:00	平野公民館
3月9日(水) 9:00～15:00	春牧福祉館
3月10日(木) 9:00～15:00	松峯生活館
3月11日(金) 8:30～12:00	船行公民館
3月11日(金) 13:30～17:00	永久保生活館
3月14日(月) 13:00～16:00	口永良部島へき地保健福祉館
3月15日(火) 9:00～13:00	口永良部島へき地保健福祉館

※ 感染拡大防止（三密回避）のために、相談に時間を要する事業所得者の収支内訳書や医療費控除の明細は、あらかじめ自宅で作成してからお越しください。

はじまります。

申告と納税相談

令和4年度（令和3年分）の個人町民税・県民税の申告時期が近づいて来ました。

申告は、町民税・県民税だけでなく、国民健康保険税などの算定資料となるほか、各種税務証明書などを発行する時の資料となる重要な手続きです。申告をするときに慌てないように、早めに必要な書類などを準備しておきましょう。

申告が必要な人は？

令和4年1月1日現在、本町に住所があり、次に該当する人

① 個人事業主、不動産賃借のある人

▶ 営業、農業、報酬、不動産などの収入がある人

② サラリーマン、パートタイマーの人

▶ 給与収入のほかに収入があった人
▶ 2カ所以上から給与収入があり、年末調整されていない人
▶ 勤務先から本町へ給与支払報告書が提出されていない人

③ 年金生活者で年金以外の収入がある人

④ 国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している人

[申告が無いと保険税などの算定や軽減措置の判定などができません]

⑤ ひとり親・寡婦や障害者手帳などをお持ちの人

▶ 令和3年中の所得が135万円以下の人
[申告していただくことで非課税となります]

⑥ 譲渡所得や一時所得があった人

▶ 土地・建物・株などの売却による収入がある人
▶ 生命保険などの満期保険金を受けた人など

⑦ 収入がなかった人

▶ 令和3年中に所得がなく、誰の扶養にもなっていない人

⑧ 非課税収入のみの人

▶ 遺族年金や障害者年金、雇用保険法に基づく失業給付などの人

申告に必要なものは？

① 収入金額や経費がわかるもの

▶ 給与収入がある人や年金生活者 …… 源泉徴収票、給与支払明細書など
▶ 営業、農業、報酬、不動産などの収入がある人 …… 帳簿や収支内訳書など

② 各種所得控除の証明書など

▶ 国民年金保険料、生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料、地震保険料などの支払いがある人は、その支払証明書

③ 医療費控除を受ける人は、保険者からの医療費通知書（お知らせ）。

④ 申告者の通帳

▶ 税金が還付になった場合に振込先を確認します

⑤ マイナンバー（個人番号）関係 ※①②のいずれかを必ず持参してください。

① マイナンバーカード（個人番号カード）[番号確認と身元確認書類]
② 通知カード [番号確認書類] + 運転免許証、健康保険証など [身元確認書類]

⑥ 確定申告関係（新規）。

▶ 利用者識別番号をお持ちの人は、申告会場で作成する確定申告書をこれまでの書面による提出に代え、電子データでの提出が可能となりました。

⑦ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスクを着用してご来場ください。

次の人は除きます

▶ 給与収入のみで、勤務先の事業所で年末調整されている人
▶ 税務署に所得税の確定申告（青色・白色申告書）を提出する人
▶ 令和4年1月1日現在、本町に住所がない人は、居住の市区町村へお問い合わせください。

自宅で作成して郵送

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、自宅で「確定申告書」を作成・印刷して提出できます。また「電子申告e-Tax」を利用すると自宅で申告書を提出できます。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。



<http://www.nta.go.jp> ▶

平成26年1月以降の取引から記帳と帳簿書類の保存が義務付けられています。

医療費控除は、病院などに支払った領収書でもできます。また生命保険から入院や通院などの給付を受けた場合はその明細書も持参してください。

税務署から送付された利用者識別番号の掲載された確定申告のお知らせ(ハガキ)を持参してください。